

第4回 上場制度整備懇談会ディスクロージャー部会 議事要旨

1. 開催日時 平成22年1月22日(金) 10時00分~12時00分

2. 開催場所 東京証券取引所本館 15階特別会議室

3. 議事次第

- (1) IFRS適用に係る前回意見を踏まえた対応・IFRSの任意適用に向けた制度・開示上の対応・IFRS適用に関して今後想定される検討課題
- (2) これまでの議論を踏まえた四半期決算に係る適時開示制度及び実務の見直し
- (3) 今後の審議日程

4. 議事要旨

(IFRS)

事務局よりIFRS適用に係る前回意見を踏まえた対応・IFRSの任意適用に向けた制度・開示上の対応・IFRS適用に関して今後想定される検討課題について説明が行われた後、討議を行った。

委員の主な発言の要旨は概ね以下のとおり。

(IFRS適用に係る前回意見を踏まえた対応)

<債務超過に係る指定替え・上場廃止基準への対応>

- ・ IFRS適用会社が債務超過であるか否かを判断する際、特例措置としてIFRSと日本基準の差異により生じた影響を除外する必要があるのではないか。
- ・ IFRS適用後の債務超過基準の特例措置を設ける場合であっても、IFRSの特徴である公正価格に基づいた資産の価格の変動を利益として認定すること自体は否定するものではないという点を明確にすべきではないか。
- ・ 外国人投資家の視点として、いろいろと特例措置を設けた場合、IFRS導入後も日本企業の実態は結局変わらないと思われるおそれがあるのではないか。IFRS適用により認識される債務を軽視するのではなく、あくまで日本基準との差異についてのみ当面配慮する旨を明確化すべきではないか。

<その他>

- ・ 来年度から日本基準においても包括利益の考え方が適用される可能性があることを踏まえ、日本基準を適用する会社についても慎重に対応を検討すべきではないか。
- ・ 包括利益の増減の開示については、持合い株の開示と併せて取扱いを検討すべきではないか。

(IFRSの任意適用に向けた制度・開示上の対応)

- ・ I F R S 適用後、本業から発生した利益としての営業利益を開示しなくなる会社が生じることは、ディスクロージャーの後退に繋がるものではないか。
- ・ 営業利益を重視する会社は多く、I F R S を適用後営業利益の開示が任意となったとしても一般的には開示が行われるのではないか。
- ・ 同じ営業利益という名称でも、明確な定義が定められている日本基準と、明確な定義が定められていないI F R S では、その内容が異なるため、この違いに関する定性的な説明を求めるべきではないか。
- ・ I F R S における重要な会計方針等の記載は相当な分量となることが見込まれる。決算短信の趣旨を踏まえると、すべて開示を求めることは慎重に検討すべきではないか。例えば、I F R S 適用初年度は、すべて記載を求めるとしても、翌年度以降は変更があった内容のみの開示に留めるなどの取扱いを検討すべきではないか。
- ・ I F R S 任意適用後は、連結財務諸表はI F R S、個別財務諸表は日本基準で作成されることとなる。そのため、決算短信では、少なくとも会計基準の重要な相違について記載を求めるべきではないか。
- ・ I F R S の適用は単なる会計基準のテクニカルな変更ではなく、パラダイムの変革を促すという点でMD & A、MC（経営者の意見）など定性的な説明の充実を図ることが重要ではないか。
- ・ 有価証券報告書等の役割分担を踏まえると、決算短信は速報性を重視する観点から、経営方針やリスク情報は必ずしも開示する必要性は乏しいのではないか。

（I F R S 適用に関して今後想定される検討課題）

- ・ 個別財務諸表へのI F R S 適用や、連結財務諸表非作成会社の取扱いについても、東証として積極的に意見を発信することが求められるのではないか。

（I F R S に関するその他意見）

- ・ 東証の立場としては、I F R S の一般的な内容のセミナーを行う必然性はないのではないか。東証としては、I F R S 適用に関する東証規則への影響や、経営者層・一般投資者層に向けた財務諸表の読み方など、東証独自の観点からセミナーを実施することがよいのではないか。
- ・ 一般投資者やマスコミのI F R S に対する認知度は高くない。世間一般に認知されないままI F R S が強制適用となる事態は避ける必要があるのではないか。
- ・ I F R S 任意適用会社に対する対応と併せて、米国会計基準の適用会社も包括利益合計額の開示を求めるべきではないか。

（四半期開示）

事務局より四半期開示に係るこれまでの議論を踏まえた整理について説明が行われた後、討議を行った。

委員の主な発言の要旨は概ね以下のとおり。

- ・ 四半期決算短信に対する会計士の関与については、事実上慣行として成り立っているもので

あり、東証がそのあり方にコミットメントすることは現状の実務に支障が生ずるおそれがあるため、慎重に検討すべきである。

- ・ 投資者に対する注意喚起の観点からは、四半期決算短信について、金融商品取引法に基づく四半期報告書のレビューが終わっていない段階で開示されているという情報を表示することで十分ではないか。
- ・ 四半期決算短信について、早期開示する情報は必要最低限の情報とするとしても、その後、四半期報告書の提出までの間に、有用な情報について開示が可能となった時点で追加開示を行うことは制約されないことを明確にすべきではないか。
- ・ 上場会社の判断により投資者ニーズに応じた開示とする見直しを行うにあたっては、単に上場会社の裁量に委ねることではないことを明確にし、ディスクロージャーの後退とならないよう配慮すべきである。

以 上

(なお、議事要旨については、東証上場部文責による。)

- 問合せ先 -

株式会社東京証券取引所 上場部企画担当
TEL : 03 - 3666 - 0141 (大代表)